

令和3年（行ウ）第5号 マスク着用義務不存在確認等請求事件

原告 福地裕行

被告 白糠町

準備書面（7）

令和4年2月28日

釧路地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 南 出 喜 久 治

同 弁護士 木 原 功 仁 哉

（被告の令和4年2月14日付け準備書面について）

- 一 すべて否認ないし争ふ。
- 二1 つまるところ、被告は、全員協議会の「事実上の申し合わせ」は、強制力を伴ふ処分ではなく、「自主的な取り決め」の「合意」であつたとし、このことは、議長による地方自治法第129条第1項の退場及び発言禁止の処分（行政事件訴訟法第3条第2項）とは別のものであると主張し、この「合意」には、義務を賦課する行為としての法的強制力はないとするものであるが、原告はこれを争ふものである。
- 2 被告は、このやうに主張する一方で、この全員協議会における「事実上の申し合わせ」は、「原告を含む議員が全員一致で確認した事項である。」として、原告には「合意」の履行義務があるかの如く主張するのであるが、これには明らかに言葉のすり替へと論理の飛躍がある。
- 3 そもそも、この「事実上の申し合わせ」といふのは、申し合わせ事項があつたことの確認として、マスク着用を「奨励」することの確認であり、マスク着用の「義務」を承認したといふ「合意」ではないのである。
- 三1 原告は、マスクを着用して議会に出席する場合があつたが、それは、義務性を承認して行つたものではなく、あくまでも自由意思による情況判断によつて「任意」に行つた着用に過ぎず、それに行つたことによつて原告にマスク着用の義務性が生じるものではない。
- 2 被告は、原告が「わざわざ中央部分を切り取り、飛沫対策には全く無意味なマスクを着用して、議場にて発言する行為は、議会を挑発し、愚弄するものと受け止められても仕方がない行為である上、周囲の他の職員の健康にも不安を与えるものであるから、議場の秩序を乱すものとして、富田議長が、原告の発言を許可しなかつたことは当然である。」とするが、これに全く理由がないことは、これまで主張したとおりである。
- 3 被告の主張が意味するところは、マスク着用の「奨励」といふのはあくまでも建前

だけであつて、実質的にはマスク着用を「強制」し、その強制の根拠を示すことができないのであつて、原告は、非科学的なマスク着用の「盲信」する被告に対して、嚴重に抗議するための行動表現を行つたに過ぎないのである。

4 そもそも、マスクの定義がない。その材質についても着用方法や時期などについての指針も定義もない。また、できないのである。そのために、原告が訴状で指摘したやうに、マスクの有用性、安全性に大きな問題があるために、マスク着用義務が法令で認められてゐないのである。

5 マスクが飛沫を防止すると言つても、ウイルスの大きさは極小であつて、マスクの素材である繊維等の編み目の隙間を軽々と通過する。マスク着用は、大魚を捕らへる漁網でプランクトンを掬ひ取るにも似た愚行であることを、原告は解りやすい方法で示しただけであつて、決して「議会を挑発し、愚弄するもの」ではない。むしろ、同調圧力を悪用し、「奨励」を「強制」にすり替へて本件の違法な処分を議会で行つたことは、それこそ、適正かつ合法的な運用がなされるべき議会を愚弄するものであつて、その言葉は、熨斗を付けて被告にお返しすることになる。